

公募型プロポーザルの公告

観光情報誌『ならり』パンフレット制作業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり告示する。

令和元年5月8日

公益社団法人奈良市観光協会
会長 乾 昌弘

1. 委託業務の概要

(1) 業務名

観光情報誌『ならり』パンフレット制作業務委託

(2) 業務の目的

本業務は、奈良の魅力を効果的に読者に伝え、観光地への誘客及び周遊を促進するために、「インスピレーション」を与えるような観光情報誌の制作を目的とする。

(3) 委託内容

別紙仕様書のとおり。

(4) 委託期間

契約締結日から令和2年3月31日（火）まで（年2回発行）

(5) 委託料上限金額

8,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

2. 受託者の選定方法

受託者の選定は、公募型プロポーザル方式によることとし、審査委員会により、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、業務委託の相手方となる候補者（以下、「候補者」という。）と次点者を選定する。

委託業務の実施に際しては、提出書類の内容をそのまま実施することを約束するものではない。選定後には、候補者と公益社団法人奈良市観光協会（以下、「観光協会」という。）が、提出書類の内容をもとに、業務の履行に必要な具体的な履行条件などの協議と調整（以下、「交渉」という。）を行う。この交渉が整ったのち、業務委託契約の手続きに進む。但し、交渉が整わない場合は次点者に選定された者が、改めて観光協会と交渉を行うこととなる。また、観光協会は候補者に対し、改めて見積書の提出を求めるものとする。

3. 参加資格要件

提案者は次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 奈良県または奈良市の物品購入等に係る競争入札の参加資格に関する規定による競争入札参加資格者においては、入札参加停止の期間中でない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号。以下「新法」といいます。）第17条の規定による更生手続開始の申立て（新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」といいます。）に係る新法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (5) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (7) 次に掲げるいずれの要件にも該当しない者であること。
 - (イ) 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはそのもの及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
 - (ロ) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団を言う。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
 - (ハ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
 - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、または関与していないこと。
 - (ホ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (8) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (9) 本誌作成にあたり奈良の観光情報の取材及び誌面作成、配送、納品等の業務遂行に対し十分な体制を整えていること。

4. 質疑と回答

質疑は、別紙【様式3】により電子メール（umemoto@narashikanko.or.jp）で受け付け、質疑の回答は、観光協会ホームページにて行うものとする。

質疑受付期限：令和元年5月15日（水）正午まで（必着）

回 答 日：令和元年5月20日（月）

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類及び提出部数

次表①～②は正本1部を、③～⑧は正本1部及び副本7部の計8部を提出するものとする。なお、③～⑧の正本には、表面に透けないよう裏面に会社名を記載し、副本には会社名を記載しないこと。

番号	提出書類の名称	規格及び記載内容
①	参加申込書	【様式1】
②	事業者概要書	【様式2】 ※なお、下記の書類を添付すること。 ・法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書。発行後3か月以内のもの。複写物でも可。） ・印鑑登録証明書（発行後3か月以内のもの。） ・以下の納税証明書（発行後3か月以内のもの。） ア. 奈良市内の事業者【奈良市市民税課で証明】 （奈良市外の事業者で市内に支店・営業所を有するものを含む。） ・平成29年度分、30年度分の法人市民税及び固定資産税の納税証明書（複写物でも可。） イ. 奈良市外の事業者【税務署で証明】 ・納税証明書（複写物でも可。）
③	台割案	【A4、2枚まで（任意様式）】 ※初回である2019年度秋冬号を想定し、台割案を作成。なお、紙面編集における掲載必須内容は仕様書を参照。必要に応じて留意事項等を記述すること。
④	表紙イメージ案	【表紙デザイン案 A4、2枚まで（任意様式）】 ※初回である2019年度秋冬号を想定し、表紙デザインを作成。2案まで作成可能。別紙にてそのデザインの意図・狙いを記述すること。表紙には、しかまろくんのイラストを使用することも可能。データが必要な場合は、観光協会まで請求のこと。
⑤	パンフレット企画書	【A4、5枚まで（任意様式）】 ※初回である2019年度秋冬号において、掲載必須内容である「冬の奈良大和路キャンペーン」のテーマ「奈良市西部地域の魅力を満喫」を踏まえて、奈良市西部地域の特集案（モデルコースを含む）を提案すること。なお、奈良市西部地域の範囲は、西は近鉄富雄駅周辺から東は近鉄西ノ京駅周辺までとし、テーマを持たせた提案

		を行うこと。
⑥	人員体制図	【A4、1枚まで（任意様式）】 自社及び外部発注分を含む相関図（企画・製作・取材から配送までの各業務に従事する人員体制も含む）
⑦	見積書	【A4縦、1枚まで】 ①企画料 ②取材編集料 ③写真手配料 ④デザイン料 ⑤印刷料 ⑥配送料 ⑦総経費 ⑧消費税
⑧	その他発注者が指示するもの	

(2) 提出方法

持参または郵送

※但し、郵送の場合は、書留郵便又は簡易書留郵便等に限る。

(3) 受付期間

・参加申込書等（①参加申込書から②事業者概要書）

令和元年5月29日（水） 午後5時まで（必着）

※持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで受付を行う。

・企画提案書等（③台割案から⑧その他発注者が指示するもの）

令和元年6月3日（月）午後5時まで（必着）

※持参の場合は、土日祝日を除く、午前9時から午後5時まで受付を行う。

6. 提出先

〒630-8122 奈良市三条本町8-1（シルキア奈良2階）

公益社団法人奈良市観光協会 梅本・胎中 宛

7. 注意事項

(1) 提案は1社1提案までとする。

(2) 提案書類を受け付けた後の追加及び修正は認めないものとする。ただし、面接審査会場において、事業計画等の内容を説明するプレゼンテーション等に必要な資料の提示は認める。

(3) 提出された提案書類が次項に該当するときは無効となる場合がある。

①虚偽の内容が記載されているもの

②提案書類の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

(4) 提案書類は著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮すること。

(5) 成果品については、原則として観光協会の運営、広報等のために必要範囲内、観光協会自らが複製し、若しくは翻案、変形、改変その他の修正をすることができるものとする。但し、作成の都合上やむをえず、著作権を観光協会に譲渡できない写真・文章等を使用する場合は、事前に観光協会に申し入れ了承を得ることとする。観光協会に著作権を帰属させることができない写真、文章等の二次利用については、その都度観光協会と受託者とで協議することとする。

(6) 提案書類作成及び提出に要した費用は、応募者の負担とする。

- (7) 提案の際に提出した書類は、返却しないものとする。
- (8) 期限までに所定の書類が整わなかった場合は受付不可となる。
- (9) 審査のため、追加で書類の提出を求める場合がある。
- (10) 提出後において、参加資格が喪失する事由が生じた場合及び応募者の都合により参加の申込みを取り消す場合は、直ちにその旨を書面で届け出ること。
- (11) 提案書類等に虚偽があった場合や応募者が選定に対する不当な要求をした場合は、失格とする。

8. 応募スケジュール

- | | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 公告及び企画提案書・質問受付開始 | 令和元年5月8日(水) |
| (2) 質問受付終了 | 令和元年5月15日(水)(正午まで) |
| (3) 質問回答 | 令和元年5月20日(月) |
| (4) 参加申込書等受付終了 | 令和元年5月29日(水)
(午後5時まで) |
| (5) 企画提案書等受付終了 | 令和元年6月3日(月)(午後5時まで) |
| (6) 選定審査委員会開催 | 令和元年6月10日(月) |

9. 面接審査について

- (1) 日程
令和元年6月10日(月)
- (2) 場所
奈良市観光センター〈NARANICLE(ナラニクル)内〉体験スペース
- (3) 留意事項
 - ① プレゼンテーションは、実施体制の責任者又はリーダーが行うこと。
 - ② 1団体あたり30分までとする。応募者によるプレゼンテーションを20分以内、質疑応答を10分程度とし、入退室の時間、機材のセッティング及び撤去時間についても実施時間の30分に含む。
 - ③ プレゼンテーションに参加しなかった応募者は失格とする。
 - ④ プレゼンテーションの方法は応募者の任意とする。
 - ⑤ プレゼンテーションにあたりプロジェクター等機材を使用する場合は、事前に観光協会に申し出ること。なお、会場に電源、プロジェクター、スクリーンはあるが、パソコン等は応募者が用意すること。

10. 選定方法及び審査結果

- (1) 選定方法
審査委員会において、評価基準に基づき採点を行い、その単純合計点数が高い者を候補者とする。
- (2) 審査結果の通知
審査結果については、令和元年6月14日(金)ごろに各応募者に対して文書にて通知する。

11. お問い合わせ先

公益社団法人奈良市観光協会（平日 9:00～17:45）

〒630-8122 奈良市三条本町8-1（シルキア奈良2階）

担当 梅本・胎中

電話 0742-30-0230 FAX 0742-30-0231

電子メール umemoto@narashikanko.or.jp